

## 行政減量・効率化有識者会議（第44回）議事概要

### 1. 日時

平成19年11月14日（水）13:00～16:00

### 2. 場所

内閣府本府地下講堂

### 3. 出席者

渡辺喜美行政改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、戸井田とおる内閣府大臣政務官

#### 〔委員〕

茂木友三郎（座長）、逢見直人、翁百合、櫻谷隆夫、菊池哲郎、森貞述の各委員

#### 〔専門委員〕

安念潤司、梶川融、草野満代、小暮和之の各専門委員

#### 〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、青木一郎行政改革推進本部事務局次長  
ほか

#### 〔政策評価・独立行政法人評価委員会〕

伊藤孝雄大臣官房審議官（行政評価局担当） ほか

#### 〔規制改革会議〕

小島愛之助規制改革推進室長 ほか

#### 〔資産債務改革の実行等に関する専門調査会〕

西川正郎大臣官房審議官 ほか

### 4. 主な議題

独立行政法人の見直しに係る関連会議からの報告

- ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会
- ・ 規制改革会議
- ・ 資産債務改革の実行等に関する専門調査会

独立行政法人の見直しにおける横断的事項（業務運営の体制等）

### 5. 議事の経過

#### （開会）

#### （独立行政法人の見直しに係る関連会議からの報告）

- ・ 繰越欠損金のある法人について、欠損金を解消していく上で、まず欠損金

が生じた原因をしっかりと究明すべき。

- ・ 民間の事業者が公的部門の業務の実施に携わっていけるよう、官側の改革だけでなく、民間の事業者の育成や意識改革を行っていくことが重要である。
- ・ 保有資産の見直しを進めるためには、主務省に加え各法人の意識改革が重要である。
- ・ 施設等の共同利用を検討する際には、効率的な利用の観点から、府省を超えた共同利用についても検討を行うべき。
- ・ 例えば、法人が福利厚生施設を売却して得た資金について、一定程度福利厚生目的に使用できることとするなど、保有資産の処分にインセンティブを付与することが重要である。
- ・ 資産を具体的に売却する際、資産価値の算定など専門的な知見が必要な場合には、法人の職員だけでなく、外部委託をするなどして進めていくべきである。

#### **(独立行政法人の見直しにおける横断的事項(業務運営の体制等))**

- ・ 監事による監査を機能させるためには、会社法における監査役の任期が4年であることも踏まえつつ、監事の任期について検討する必要がある。また、監査に携わる人員を増員すべきである。
- ・ 監事の独立性を確保する観点から、監事の任命権者や任命プロセスについて、監事の第三者性を一層高める仕組みについて検討する必要がある。さらに、監事を評価するシステムの導入も必要ではないか。
- ・ 監事の業務範囲を明確にするとともに、その責任についても明確にしておく必要がある。
- ・ 独法の人事について、異動時期などを主務省の人事ローテーションに連動させるのは、法人のガバナンスの観点から問題である。
- ・ 管理会計の導入により、業務コストを適切に把握する必要がある。
- ・ 随意契約や天下りなど国民が関心を有している問題については、特にしっかりと情報公開を行い、説明責任を果たすべきである。
- ・ 独法の業績評価は、関連法人も含めたいわゆるグループ全体で考えるべきであり、独法は、関連法人のマネジメントをしっかりと行うべき。
- ・ 福田内閣は消費者中心の行政への転換を掲げており、独法改革においても、生産者でなく消費者の方を向いた運営を目指すべきであり、国民生活センターと製品評価技術基盤機構等の関係機関との統合も検討すべき。

#### **(閉会)**

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>

今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai44/siryoku.html>